

## 注記

この手紙は 2007 年 9 月 11 日頃（ファイルの更新日）、伊藤之雄氏に対して送った私の私信の全文です。誤字も見つけているのですが、一切変えておりません。色々と若気の至りとか、敬語がおかしいとかあるのですが、歴史史料に手を加えるのは、歴史研究者としては問題があるでしょうから、このままにしておきます。

なお、完全に私信にあたる冒頭の部分などは、どうか引用などをなさらないよう御願いたします（正直恥ずかしいし、「前にこんなこと書いたのにやってないじゃないか」とか言われたらつらい・・・）。

2011 年 2 月 27 日

瀬畑 源

## 拝啓

初秋の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

『歴史学研究』9月号の先生の「近代天皇は「魔力」のような権力を持っているのか」を拝読いたしました。書評を執筆した者として、被書評者から反論をいただけることはなにもまさる光栄です。お忙しい中、わざわざ筆をお執りいただき感謝を申し上げます。

私からの再反論についてですが、『歴史学研究』誌上で行うつもりはありません。どちらの意見に説得力があるかを判断するのは読者だと考えておりますし、また伊藤先生がおっしゃっておられるように「自らそれを実証する」のが筋だと思っています。どのくらい時間がかかるかは現状ではわかりませんが、反論は論文にて行いたいと考えております。

ただ、私の記述というよりむしろ安田浩氏の論に対して誤解があるのではないかと思い、その点についてのみ追加の説明をさせていただきたく存じます。

なお、本来ならば直筆でお手紙を書くのが礼儀であると承知しておりますが、長文になることと、私が悪筆であることを考え、ワープロの文字の方が読みやすいのではないかと判断させていただきました。失礼をお許しください。（なお、下線は全て私の見解で引いたものです。）

伊藤先生は、17 頁にて、「これは私の見るところ、近代日本の天皇の権力に特殊な「魔力」を認めるのか否かに関係すると思われる。これまでの研究者がそれぞれの言葉で表現してきた天皇の特殊な権力を、ここでは便宜的に「魔力」と表す。天皇に「魔力」を認める見解は、戦後の歴史界で井上清氏以来、増田知子氏・安田浩氏・永井和氏やハーバート・ビックス氏らにまで受け継がれてきた」とまとめておられますが、これはいささか強引な分類ではないでしょうか。ビックス氏や山田朗氏が、天皇の能動性を強調することで戦争責任の追及を行おうとしていることは確かであり、この両氏は井上清氏や藤原彰氏を受け継いでいると考えて良いと思いますが、安田氏・増田氏・永井氏の研究はこれらを批判して登場してきた議論であり、同じ分類はされるべきではないと考えます。この違いを考える時には、増田氏や安田氏が述べている「専制君主制」という言葉が、どのような定義で使われているかを精査する必要があると考えます。今回、伊藤先生が一番批判されていた安田氏の議論を、下記で再構成し、伊藤先生の誤解を少しでも解ければと考えています。

伊藤先生は、「安田氏は、日本の近代君主は権力行使に関して「自己拘束」しているだけで、行使しようとするならばいつでも「実質的な決裁者」になれると主張している」（17頁）と述べられていますが、それは誤解ではないかと思えます。伊藤先生は、『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』584頁（注6）で、安田氏の「天皇親裁をもって国家意志決定とする近代天皇制システムは、一貫して専制君主制であった」（『天皇の政治史』273頁）を引かれて批判をされていますが、ここで重要なのは、この引用の前にあった文章だと思えます。この引用文の前には「君主専制」という概念を、厳密な意味で、つまり究極において君主個人の意志が制度的なものをおさえて国家意志として妥当する統治の形態と定義するなら、」という言葉が書かれています。この伊藤先生が引用を省略した部分にこそ、安田氏の述べたかったことがあると思えます。

なぜ安田氏はそこまで限定をつけて「専制君主制」と述べたのかを考えるには、安田氏の「近代天皇制国家試論」（藤田勇編『権威の秩序と国家』東大出版会、1987年）での問題意識に遡る必要があります。そこで安田氏が課題として挙げているのは「不磨の大典」として変わることのなかった明治憲法の下での、藩閥支配、政党内閣制、軍部ファシズムと特徴づけられてきたような政治体制の変化を、国家論—とりわけ国家形態論としてどのように把握できるか」（119頁）ということです。そして論文の意図として「理論的検討と個別実証研究とが接点をもちがたくなりつつある研究の現状に留意し、実証研究がしめした論点を理論化していくための見取図を提示しようとするものである」（120頁）としています。なお、この見取図に沿って書かれたのが『天皇の政治史』であることは安田氏ご本人も書かれています（16頁）。この論文で安田氏は、「国家意思決定メカニズムの変化の過程」を論じた上で、次のように結論を書かれています。

「近代天皇制国家の問題性は、君主の個人専制にあったのではない。天皇の個人的意思が政治的決定を左右する事態がなかったわけではないが、個人専制の色彩はむしろ希薄な権力であった。問題は、天皇の権威の下に国家装置が強大な自律性を発揮し、社会の自立性を抑制し、社会そのものの中に国家への求心性・依存性を内包させていったことである。」（146頁）

つまり、安田氏が「専制」と書いている内容は、「天皇が個人的に政治に介入するか否か」の部分だけで判断している訳ではないということが、ここからわかると思えます。伊藤先生の誤解は、ここから始まっているように、私には思えます。

この上で、『天皇の政治史』の内容について考察してみたいと思えます。安田氏の見解は「近代の天皇制とは、複雑に構成された輔弼機構の多元性と対抗、形式における国家の意思の最終決裁者としての天皇の存在によって特徴づけられている政治体制で、日本近代史の諸段階・諸局面において、その機能の仕方は相当に異なる」（10頁）となっています。政治体制については見解が異なるでしょうが、「機能の仕方が異なる」という点については、伊藤先生も同様の判断をされていると思えます（『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』6頁）。そこで安田氏は、「明治から昭和までの三代の天皇を、それぞれの時期の国家意志

決定過程のなかに位置づけるという作業に取り組んでみた」(11 頁)と書かれています。よって、この本で、安田氏が「国家意志決定メカニズム」をどのように捉えているのかが、「専制」と述べている理由を捉えることになります。

少し具体的な例を挙げながら論じていきます。伊藤先生は安田氏の議論を天皇は「行使しようとするばいつでも「実質的な決裁者」になれる」と主張している(『歴研』9月号、17頁)と述べられていますが、例えば、初期議会についての安田氏の分析を見ると、次のような記載があります。

「初期議会期の状況からすると次の3点の特徴が指摘できる。まず第一に(中略)天皇の親政的権力行使は当然視されており、天皇の個人的意思への服従も当然とされていた。第二に、そこにおける天皇の権威とは、公平な徳治的君主であることを前提とする統治権総攬者、国家意志の最終裁定者としての権威であって、神権的君主であるがゆえにその行為のすべてが「指斥言議の外に在る」といった、絶対的権威は共通理解にはなっていなかった(中略)第三に、天皇の親政的権力行使が当然と認められているが、それが完全な絶対的権威をもつものとしてあるわけではないという事態は、親政的権力行使をできるだけ限定すること、天皇の行為を輔弼の壁で防禦することを要請し、君主の権威に依拠しつつ内閣による寡頭制支配を統治のあり方の基本とすることになる。」(126～7頁)

ここだけを見ても、「いつでも「実質的な決裁者」になれる」とは安田氏が考えていないことはわかると思います。安田氏は、状況によって国家意思決定メカニズムは異なると述べておられることを実践されていると思います。

また、安田氏は明治天皇の君主意識を「天皇が自ら裁断した事柄には自らも縛られる「制度化された君主」=国家機関であることを自覚していた」(149頁)と述べ、「明治立憲制とは、このように天皇の統治権が憲法によって与えられたものでなく憲法前に存在したものとされ、それが天皇個人に総攬されるとしながら、その行使は憲法の条規に規定されて制度的に限定されるという、美濃部達吉のいう君主の自己拘束、自己制限を組みこんだものとして存在していたのである」(149～150頁)とも述べられています。前半部の「国家機関であることの自覚」という点は、伊藤先生の「伊藤博文が構想した立憲君主化への道につながる天皇の制度化を、天皇が自覚的に追求していたということである」(『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』21頁)と、ほぼ同意見だと思います。

後半の「自己拘束」の部分が伊藤先生が批判されている部分なので、細かく考えてみます。安田氏によれば、天皇の統治権の正当性は、「明治憲法は欽定憲法として制定されたから、法源は天皇自身にならざるをえず、その天皇の統治の正当性は成文憲法以前のなもの、「祖宗に承くるの大権」(憲法発布勅語)として建国神話と万世一系の皇統支配という虚構に根拠を求めざるをえなくなっている」(274頁)。だから、建前として大日本帝国憲法は天皇の専制君主的な条文を入れざるを得ない。しかし、実際の運用は輔弼によって行われる。これが伊藤博文が構想した政治構造であった。だけれども、ここで重要なのは、「天皇が専制君主的に振る舞わない」のはあくまでも「天皇が伊藤らの意思を理解し、介

入を自己制限している」ためである。これが、安田氏の論理だと思います。

この点から考えると、伊藤先生が「伊藤博文が構想した立憲君主化への道につながる天皇の制度化を、天皇が自覚的に追求していたということである」という先ほど引用した部分や、その後の牧野伸顕が昭和天皇をリーダーシップをとる天皇として明治天皇を誤って認識して教育を行ってしまった（『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』42頁）、そのために田中義一首相を叱責するという「近代日本の君主としては異常」な行動（同111頁）を取ってしまうのは、それはあくまでも天皇本人の「自己拘束」（自覚的に専制君主として振る舞わない＝自覚のなかった昭和天皇はそう振る舞ってしまった）だからであるという安田氏の論理と、なんら相違する部分がないように私には思えます。この点については、私は以前から伊藤先生と安田氏の間に、それほど大きな意見の相違はないように思っています。もちろん、そのことをどう評価するかという点には、伊藤先生と安田氏に大きな相違があると思います。

文字数も多くなってまいりましたので、そろそろまとめさせていただきます。安田氏の言うところの「専制君主制」とは何かというところに戻ります。上記でもすでに述べておりますが、要するに帝国憲法に基づいた国家意志決定メカニズムは、根本に天皇の専制性（親裁を国家意志決定とする建前）をおかざるを得ないシステムとして形成されている。しかし、その専制的な権力を行使するかは天皇の自覚的な行動（「自己拘束」）による。それは、時代状況によって大きく変化をする。つまり、究極的には、天皇個人的意思（行動）によって、メカニズムが変わりうる。だから、「究極において君主個人意志が制度的なものをおさえて国家意志として妥当する統治の形態と定義するなら、天皇親裁をもって国家意志決定とする近代天皇制システムは、一貫して専制君主制であった」（『天皇の政治史』273頁）という論理なのだと思います。つまり、安田氏は、天皇が「行使しようとするばいつでも「実質的な決裁者」になれる」とは全く主張しておられませんかし、また天皇の権力に「特殊な「魔力」」など一切設定しておられないと思います。

なお、私は伊藤先生に安田氏の論理を受け入れてほしいがために、この文章を書いているわけではありません。誤解の上での論争は、学問的に建設的ではないと考えるからです。

伊藤先生が、安田氏の『天皇の政治史』を「はじめに」で批判した最初の論文は「田中義一内閣と立憲君主制の混迷」（『法学論叢』148巻3・4号、2001年1月）ではないかと思うのですが、その際に、安田氏への批判を「安田氏の研究は、「徳大寺実則日記」（写本）（早稲田大学図書館所蔵）以外、公刊された史料のみに基本的に依拠したものである」（191頁）とされておられました。その後のお書きになったものを拝見しても同様の書かれ方がなされていたので、おそらく「史料がない＝否定」という読み方になっておられるのではとずっと思っておりました。

しかし、安田氏は、研究の手法から考えると、国家制度としての天皇制のメカニズムの解明という点に問題関心があるのだと思います。その点、人物から政治過程論を組み立てておられる伊藤先生とは、手法も関心もまたズレがあるのではないかと考えています。しかし、安田氏は、『年報日本現代史』第9号の私が引用した座談会の中で、「昭和天皇の態度が状況によって変わってきているという問題の理解は私なども共通なのですが」（8

頁)「伊藤さんが言われている見解の中では、「立憲君主というものは、輔弼を受けて何も政治関与しない存在になっている」、こういう立憲君主についての理解が、戦後の日本の歴史学の中でかなり強くあったけれど、これが間違いだというのは、私も正しいと思うのです。」(9 頁) など、伊藤先生と問題を共有している部分も多くあるのではないかと思います。

ここ十数年の昭和天皇に関する実証的な研究の大幅な進展を中心的に担われてきたお二方や永井氏の論争が、いささか建設的な方向に行っていないように私は思ってきました。私が今回の書評を引き受けたのも、この方向性を何とか修正できないかと考えて書かせていただきました。しかし、今読み直しても、そのようには読める文章を書いておらず、自分の文才の無さに恥じ入る次第です。伊藤先生には、あまりうまくこちらの意思が伝わらなかった点もあるのではないかと思います。その点については、重ねてお詫びを申し上げます。

長文をお読みいただき、ありがとうございました。拙い補足ですが、少しでもご参考になれば幸いです。

今後も伊藤先生のご健筆をお祈りいたします。

敬具